

平成28年10月24日(月)
於 栃木県公館 大会議室

第169回 栃木県都市計画審議会
会 議 録

1. 開催日 平成 28 年 10 月 24 日 (月)

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 14 名

築瀬委員、森本委員、青木委員、戸室委員、
青山委員、持永委員(代)、大西委員(代)、石田委員(代)、
松岡委員(代)、小菅委員、中島委員、芥藤委員、
螺良委員、板橋委員

※(代)は代理出席であり、2号委員(関係行政機関の職員)については栃木県都市計
画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 それでは定刻となりましたので、ただいまから第169回栃木県都市計画審議会を開会いたします。私は、本日の進行を務めます栃木県県土整備部都市計画課の上野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、委員の異動がございましたので、新任委員の御紹介をいたします。

まず、2号委員に国土交通省関東運輸局 持永秀毅委員が任命されております。本日は、代理で栃木運輸支局長の新井直樹様が御出席されております。

○9番（持永委員 代理：新井様） 新井です。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく、2号委員に国土交通省関東地方整備局長 大西亘委員が任命されております。本日は、代理で宇都宮国道事務所長の早野英人様が御出席されております。

○10番（大西委員 代理：早野様） 早野です。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、4号委員で新しく任命されました栃木県議会議員 斉藤孝明委員でございます。

○16番（斉藤委員） 斉藤でございます。よろしくお願ひします。

○事務局 なお、本日は欠席されておりますが、1号委員で栃木県農業会議事務局長 小瀧勝久委員が、5号委員で栃木市議会議長 海老原恵子委員が新しく任命されております。

以上で、今回新たに委員となられた方の御紹介を終わります。

それでは、開会にあたりまして、県を代表いたしまして江連県土整備部次長から御挨拶を申し上げます。

○江連県土整備部次長 皆さんこんにちは。今、司会から紹介のありました県土整備次長の江連でございます。本来であれば部長の印南が出席いたしまして御挨拶を申し上げるべきところでございますが、あいにく本日は東京に出張しておりますので、代わりに出席させていただいております。よろしくお願ひいたします。

本日は、御多用の中、第169回栃木県都市計画審議会に御出席を賜りましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。また、日ごろより、本県の都市計画行政をはじめといたしまして、県政全般にわたりまして特段の御配慮をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。次第でございます。

さて、本県では今年度から、新たな県政の基本方針である「とちぎ元気発信プラン」に基づきまして、「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」を目指しまして、さまざまな取組をスタートさせたところでございます。

都市計画におきましても、人口減少・少子高齢化が進行する中、持続可能で誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進するために、多核ネットワーク型の都市構造、いわゆる「とちぎのエコ・コンパクトシティ」の実現を目指しまして、3つの線引き都市計画区域及び14の非線引き都市計画区域のマスタープランの変更を、昨年度の第167回及び第168回の本審議会におきまして御審議いただきまして、平成28年3月29日付で改定させていただいたところでございます。今後は、市町が主体となり、この都市計画区域マスタープランに即したまちづくりが行われていくこ

とになります。

本日は、今年度最初の都市計画審議会となっております。建築基準法第51条ただし書きに基づく産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、さくら市と茂木町の2件の議案を御審議いただくこととなります。委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、簡単ではございますが、開会にあたりましての私からの御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局 本日は、委員20名のうち出席委員は14名となっております。栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達しましたことを御報告いたします。

それでは、第169回栃木県都市計画審議会におきまして付議された議案について、御審議をお願いいたします。築瀬会長、よろしくお願いいたします。

○議長 皆さんこんにちは。本日は、第169回栃木県都市計画審議会を開催しましたところ、御多用中にもかかわらず、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事を進めさせていただきます。まず議事録署名委員ですが、6番の戸室委員、7番の青山委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の案件としましては、お手元の「第169回栃木県都市計画審議会議案の概要」にございますように、「さくら都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」など2件の議案でございます。

なお、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定において、栃木県情報公開条例第7条に定めております、個人の権利利益を害するおそれがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則として公開となっておりますので、本日の審議会についても公開とさせていただきます。

それでは、まず第1号議案「さくら都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から御説明をお願いします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 都市計画課長をしております西川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、第1号議案「さくら都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明いたします。お手元にお配りいたしました「第169回栃木県都市計画審議会議案書」を御用意ください。

第1号議案につきましては議案書の1ページから3ページに記載してございますが、2ページの表と3ページの位置図を御覧願います。

本案件は、民間事業者が産業廃棄物処理施設をさくら市鷲宿地内に設置しようとするものでございまして、建築基準法第51条ただし書きの規定によりまして、この敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

まずはじめに、建築基準法第51条ただし書きにつきまして御説明させていただきます。お手元に別資料で「参考資料」と書かれたホッチキスどめの4枚つづりのものが配られているかと思っておりますので、御用意願います。参考資料の1ページをお開き願います。

1ページの中段に、建築基準法第51条に関する規定が抜粋してございます。都市計画区域内におきまして、卸売市場、火葬場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において敷地の位置が決定しているものでなければ新築または増築してはならないとされております。

また、ただし書きといたしまして、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合」においては、「この限りではない」とされております。

産業廃棄物処理施設につきましては、1ページの下段に枠でくくってございます「その他政令で定める処理施設」のうちの②に該当しておりますので、都市計画に敷地の位置を決定することが基本となります。しかし、今回これから御説明しますように、民間事業者が設置する場合などで恒久性が不確実なものにつきましては、都市計画の決定はなじまないものとしておりまして、建築基準法第51条のただし書きを適用することとしております。

それでは、第1号議案の詳細につきましては、特定行政庁の事務を所管しております建築課長からの説明とさせていただきます。

○幹事（栃木県建築課長） 建築課長の川村でございます。座って説明させていただきます。

それでは第1号議案について御説明申し上げます。

議案書は1ページから3ページまでですが、お手元の参考資料によりまして説明させていただきます。参考資料の2ページを御覧ください。

本案件は、事業者が、さくら市におきまして、解体工事等から発生する木くずの破砕処理を行う中間処理施設の新設を計画いたしましたところ、1日あたりの処理能力が、許可が必要となります1日あたり100tを超えますことから、建築基準法第51条の許可を取得しようとするものでございます。

「位置図」を御覧ください。施設の位置を図面の真ん中に赤色で示しております。施設の位置は、東北自動車道矢板インターチェンジから南東約3kmの場所に位置し、矢板市との市境付近でございます。隣接して喜連川工業団地がございます。

用途地域につきましては、工業の利便の増大を図る地域である工業専用地域に指定されております。周辺も工場が多く立地しておりますことから、本施設は周辺の土地利用に支障がないものと考えております。

当施設への搬入・搬出ですが、主に位置図に黄色の線で示しました国道4号、県道大田原氏家線、さくら市道を経由いたしまして、工業団地内等の開発道路を経まして搬入・搬出を行う予定でございます。

このうち最も幅員の狭い部分は、敷地周辺にございます開発道路でございますが、最低でも6mの幅員が確保されておりました、さらにこの開発道路の奥は通り抜けができず、敷地北側にございます

工場の従業員駐車場として利用されているのみでございます。このため通勤時間を避けた搬入・搬出計画を立てておまして、交通上の支障はないものと考えております。

右側の「施設配置図」を御覧ください。予定建築物は、破砕処理棟と管理事務所棟の2棟を計画しておまして、破砕処理棟に赤で示しました部分が破砕機の位置でございます。破砕機の処理能力は1日あたり128.8tでございます。

本施設における処理の主な流れでございますが、左上の「施設の概要」のフロー図を御覧ください。搬入されました木くずは、選別後、建屋内の破砕機で破砕処理し、これを搬出いたします。搬出先におきましては、堆肥原料やバイオマス燃料原等に再利用されることとなっております。

施設の稼働時間は、月曜から金曜までの午前8時から午後5時までとしております。

本施設の敷地面積は5,000㎡で、敷地内には処理作業に必要なスペース、搬入・搬出等の車両が待機できるスペースが確保されております。

また、敷地の出入りの安全性確保のため、カーブ周辺のフェンスを透視可能な材料にし、運転者の視界を確保しますとともに、搬出時には誘導員を配置することとしております。

今回の計画にあたりまして、周辺地域の生活環境に及ぼす影響につきまして、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、騒音及び振動等に関する生活環境影響調査を実施したところ、いずれも基準を下回っており、周辺地域の生活環境への影響は特に問題はないのではないかと考えております。

本案件につきまして、さくら市の意見を聴取しましたところ、特に支障はないとの回答も受けております。

以上のことから、本施設の敷地の位置につきましては、都市計画上支障がないものと考えております。

第1号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様へ審議を進めていただきたいと存じます。御質問、御意見がありましたらよろしく申し上げます——よろしゅうございますか。

本案件については、御質問、御意見がないようですので、都市計画上支障がない旨、知事に答申することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。御異議がございませんので、本案件については都市計画上支障がない旨、知事に答申いたしたいと思っております。

○議長 続きまして、第2号議案「茂木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。

この案件につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) それでは、第2号議案「茂木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処

理施設の敷地の位置について」御説明いたしますので、お手数ですが「議案書」をもう一度御用意願います。

第2号議案につきましては、議案書の4ページから6ページまでにかけて記載しておりますが、5ページの表と6ページ的位置図を御覧願います。

本案件は、民間事業者が産業廃棄物処理施設を茂木町大字北高岡地内に設置しようとするもので、建築基準法第51条ただし書きの規定によりまして、この敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

第2号議案につきましても、詳細につきましては建築課長からの説明とさせていただきます。

○幹事（栃木県建築課長） それでは第2号議案について御説明させていただきます。

議案書は4ページから6ページまでですが、やはりお手元の参考資料により御説明させていただきますので、参考資料の3ページを御覧ください。

本案件は、送配電事業を行っております事業者が、県内にある自社の発電所等から発生いたしました微量PCB汚染廃電気機器の洗浄処理を行うため、茂木町内にある自社の変電所の一部に新たに中間処理施設を設置しようとするものでございまして、この施設が許可の対象となりますことから、建築基準法第51条の許可を取得しようとするものでございます。

「位置図」を御覧ください。当該敷地の位置は赤で示しております。計画地は、茂木の中心部から南西に約3kmの距離にございます。青で示しました変電所の敷地の一部に設置するものでございまして、用途地域は、非線引き都市計画区域の用途地域の指定のない地域にございます。周辺には住居系の用途地域は指定されておられません。

なお、処理施設の周辺には住宅が2軒ほど立地しております。

当施設への主な搬入・搬出経路ですが、黄色の線で示しました県道宇都宮茂木線や国道123号、既存道路を通りまして、さらに青の線で示しました変電所敷地内の通路を経由し、搬入・搬出することとしております。

この施設に至る道路のうち最も幅員の狭い部分は既存道路にございますが、最低でも6mの幅員を有しております。

また、変電所内の通路につきましては、幅員が4mから11mとなっておりますが、この通路は施設内に限られた通路にございまして、また十分な待機スペースも確保しておりますことから、交通上の支障はないものと考えております。

右側の「施設配置図」を御覧ください。当施設の建築物は、処理施設棟と管理事務所棟の2棟にございます。処理施設棟のうち赤で示しました部分が洗浄施設及び分解施設の場所でございます。

敷地面積は2,872.5㎡で、敷地内には処理作業に十分なスペースが確保されております。

処理の主な流れですが、処理概要のフロー図を御覧ください。当該変電所及び県内の自社発電所から、既に当該変電所にPCB汚染廃電気機器が収集されておまして、今回の処理施設に隣接する保管場所に既に保管されております。

この保管されている微量PCB汚染廃電気機器を処理施設の中に搬入いたしまして、洗浄用の油に

よる洗浄処理を行い、PCBを洗い流すとともに、この油の中のPCBの分解処理を行うものでございます。

簡単にPCBの分解処理について御説明いたしますと、電子レンジ等に利用されております電磁波のマイクロ波を照射いたしまして、PCBから塩素をとりまして無害化する方法でございます。この方法は平成19年に環境省の技術評価を受けた方法となっております。

PCBを除去し無害化処理されました変電設備の箱となる部分につきましては、分解して金属くず等として再利用されることとなっております。

また、洗浄処理で使用する油につきましては、数回使用後、産業廃棄物処理業者に委託し焼却処分することとなっております。

今回新設する施設の処理能力は、洗浄処理が1日あたり4.5t、分解処理は1日あたり0.36tでございます。

本施設の整備にあたりまして、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づきまして、騒音及び振動等に関する生活環境影響調査を実施しております。この結果、騒音及び振動等はいずれも基準を下回っておりまして、周辺環境への影響は特に問題はないと考えております。

また、本案件につきまして茂木町の意見を聴取いたしましたところ、特に支障はないとの回答を受けております。

以上のことから、本施設の敷地の位置につきましては、都市計画上支障がないものと考えております。

第2号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの御説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと存じます。御質問、御意見がありましたらよろしく申し上げます。

○委員 1点確認です。先ほどの説明の中で、周辺の住宅2棟というお話がありましたが、その2棟の位置関係と、そちらのほうから意見がもし出ているなら御紹介いただければと思います。

○幹事（栃木県建築課長） 2軒の住宅につきましては、赤で示しました申請地から南にちょっと離れたところがございます。特に、その2軒から今回の施設に関する意見は出ておりません。

また、当施設につきましては、周辺自治会に御説明申し上げまして、施設に対する同意はいただいております。

○委員 わかりました。

○議長 よろしいですか。

そのほか、この案件につきまして御質問、御意見がございましたら申し上げます——よろしゅうございますか。

それでは、ただいまいただいた意見の他に、特段の御質問、御意見もないようですので、本案件については、都市計画上支障がない旨、知事に答申することで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 ありがとうございます。御異議がございませんので、本案件については都市計画上支障がない旨、知事に答申いたします。

○議長 以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。本日御審議いただきました議案につきましては、直ちに答申の手続きをとりますので御了承ください。

それではもう1件、続きまして報告案件になりますが、報告第1号「市町村の都市計画決定案件について」事務局より御報告をお願いしたいと存じます。

○事務局 それでは、報告第1号「市町村の都市計画決定案件について」御説明いたします。お手元に「第169回栃木県都市計画審議会報告資料」という冊子があるかと思しますので、御覧願います。

表紙をめくった1枚目に、報告案件の概要を記載させていただいております。昨年10月26日に開催いたしました第167回都市計画審議会以降のこの1年間に、県内の各市町が都市計画の決定または変更を行いました案件につきまして御報告いたすものでございます。

もう1枚めくっていただきまして、1ページを御覧願います。対象となります案件を一覧表にまとめたものでございます。宇都宮市をはじめとする13の市町におきまして、右下にございますように合計39件の案件がございました。

内訳といたしましては、用途地域などの土地利用に関するものが20件、道路や公園などの都市施設に関するものが15件、また土地区画整理事業などの市街地開発事業に関するものが4件となっております。

2ページ以降にそれぞれの概要を、7ページ以降にはそれぞれの位置図を添付しておりますが、個別の説明は省略させていただきたいと思しますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告第1号の説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。報告案件でございますので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。御審議ありがとうございました。

それでは事務局にお返しします。

○事務局 それでは、以上をもちまして本日の審議会を閉会いたします。

なお、本日御用意いたしました資料が不要な場合には、机の上に置いていただいたままで結構です。本日は大変ありがとうございました。

午後2時 閉会